

広報特別委員会の設置に関する決議

次のとおり広報特別委員会を設置するものとする。

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 名 称 | 広報特別委員会 |
| 2. 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び小国町議会委員会条例第 5 条 |
| 3. 目 的 | 議会の活動状況を広く住民に知らせることは、住民が議会活動への理解を深め、信頼を高め、また議会活動を通して行政全般について考えるためにも重要なことであり、小国町議会の広報手段として、「議会だより」を発行したい。更には情報発信に伴うインフラ整備など広報に関するあらゆる事項について、調査、研究を行うため、4 人の委員による広報特別委員会を設置したい。 |
| 4. 委員の定数 | 4 人 |